

## 事業所の更新申請について

介護保険法第 70 条の 2 等の規定により、介護サービス事業所（総合事業含む。）は 6 年ごとに、指定（許可）の更新をする必要があります。

東三河広域連合では、有効期限の満了する日の翌日が属する月の前々月に申請受付を行います。更新申請は窓口受付または郵送受付となります。

### 更新申請の日程及び対象事業所

有効期限の満了する翌日が属する月の前々月

- 例 1) 有効期限満了日：令和〇年 10 月 30 日の事業所  
⇒有効期限の満了する日の翌日が令和〇年 10 月 31 日ですので、令和〇年 8 月に指定更新申請を行ってください。
- 例 2) 有効期限満了日：令和〇年 10 月 31 日の事業所  
⇒有効期限の満了する日の翌日が令和〇年 11 月 1 日ですので、令和〇年 9 月に指定更新申請を行ってください。

更新申請の対象となる事業所については、別途通知をします。

通知が届きましたら、同封の納付書にて事務手数料を納入のうえ、窓口への持参または郵送にて書類を提出してください。

※ 1 みなし指定事業所は、更新対象ではありません。

#### みなし指定事業所とは

- ・ 保険医療機関（病院・診療所）が行う「居宅療養管理指導」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・ 介護老人保健施設が行う「短期入所療養介護」、「通所リハビリテーション」及び「訪問リハビリテーション」
- ・ 介護医療院が行う「短期入所療養介護」、「通所リハビリテーション」及び「訪問リハビリテーション」
- ・ 保険薬局が行う「居宅療養管理指導」

※ 2 利用者の中に広域連合区域外の他市町村の被保険者がいる地域密着型サービス事業所及び総合事業の訪問・通所サービス事業所は、その保険者に更新の申請をしなければなりません。提出する書類や時期については、各市町村に確認し提出忘れがないようにしてください。

※ 3 同一事業所で一体的に運営する居宅サービスや地域密着型サービスと介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスの指定更新時期がずれている場合、同時に更新申請することで指定有効期限を揃えることができます。その際は、他方のサービスについても必要書類を添えて申請を行ってください。（有効期間満了日が異なるため、更新申請書はそれぞれのサービスごとに作成してください。）

介護予防・日常生活総合事業の指定有効期間満了日を、同一所在地で既に指定を受けている訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護の有効期間に合わせる場合は、介護予防・日常生活総合事業の更新申請時に有効期間調整希望申出書（参考様式 10）を添付してください。

## 更新手続きに係る注意事項

- 更新申請書の控えは、各事業者で責任を持って保管しておいてください（申請後修正のあった場合は、修正後の最終申請書類を保管しておいてください）。
- 指定等に係る事務手数料を納入いただいた上で申請書類を提出いただくこととなりますので、ご注意ください（金額は別紙のとおり）。
- 窓口受付の場合は、電話にて予約の上、書類を持参し提出してください。
- 郵送受付の場合は、有効期限の満了する翌日が属する月の前々月の末日必着となりますので、余裕を持って発送いただくようお願いします。

## 【参考】更新申請：提出書類一覧

1. 指定（許可）更新申請書
  - ・ 居宅サービス、介護保険施設、介護予防サービス：別紙様式第一号（二）
  - ・ 地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、介護予防支援：別紙様式第二号（二）
  - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業：別紙様式第三号（五）
2. 付表
  - ※更新するサービス種類用の付表を使用してください
3. 付表別添 添付書類・チェックリスト
  - ※付表に対応したサービス種類用の様式を使用してください。
4. 役員名簿（参考様式1）
5. 介護給付費算定に係る体制等状況に関する一覧表（加算様式2-1～2-3の該当分）
  - ※介護予防・日常生活支援総合事業については、加算様式4
6. 監査又は運営指導における「改善指示事項」に対する「改善状況報告」の写し（※過去5年分）
8. メールアドレス等連絡先届出書（※届出が済んでいる事業所については不要）
9. 更新申請の点検表
10. 金融機関の領収日付印が押された納付書の写し

※指定更新に必要な申請書類等につきましては、東三河広域連合介護保険課のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

- 様式掲載ページ <https://east-mikawa.jp/inner.php?id=215>  
<https://east-mikawa.jp/inner.php?id=210>（総合事業）